

**ご遺族様からのご相談・申し出**

まずは杉野学園にご相談ください。



**必要書類をご用意いただき、ご寄附の手続きをお願いいたします。**

※書類には、ご逝去日、杉野学園との関係、ご寄附の使途などについてお伺いします。



**杉野学園へのご寄附の受入れ**



**杉野学園にて文科省に「相続税非課税対象法人の証明書」の発行手続き申請**

※文部科学省からの証明書の発行は、ご寄附より約2カ月を要します。



**文部科学省との手続きが完了しましたら、相続税に必要な書類を杉野学園からご遺族様に送付いたします。**



**ご遺族にて相続税の申告・納付**

※相続税の手続きはご逝去された翌日から10か月以内に行ってください。